

静岡県告示第240号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

2 指定区域

静岡県御前崎市比木3116番1、3117番1、3118番、3121番、3122番75、2959番1、3122番74、3111番2、3116番2、3117番2、3122番43、3122番78、3122番134の各一部 以上13筆